

令和4年10月検針、11月検針分の水道料金(基本料金)を免除します。

香芝市水道事業では、コロナ禍における物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する負担軽減策として、令和4年10月検針、11月検針分の水道料金のうち、基本料金を免除します。(隔月検針の方は、10月検針または11月検針のいずれかで免除します。)(詳細は下記表をご参照下さい。)

- 請求の際に、基本料金を差し引いた額で請求します。個別に申請する必要はありません。
- 香芝市の水道料金は、各口径の基本料金に使用水量に応じた超過料金を加算した金額にて請求しており、このうち基本料金のみを免除するものです。
- 下水道使用料については、今回の免除対象外です。
- 集合住宅にお住まいの方など、香芝市上下水道部と直接給水契約を結んでいない方については、一部異なる場合があります。
- 公共施設については、今回の免除対象外です。

偶数月検針区・奇数月検針区の方

◎ 減額の対象となる使用期間と請求月

	使用月	9月	10月	11月	12月
偶数月 検針区	使用期間・検針	[Red Bar]		○	
	請求			10月分 (9, 10月使用分)	
奇数月 検針区	使用期間・検針		[Red Bar]		○
	請求				11月分 (10, 11月使用分)

[Red Bar] 使用期間
○ 検針月

○基本料金(税込)

偶数月・奇数月検針区		
メーター口径 (mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)
13	20	2,640
20	20	3,630
25	80	19,360

※上記は2ヶ月分の合計額です。

毎月検針の方(大型メーター設置者等)

◎ 減額の対象となる使用期間と請求月

	使用月	9月	10月	11月	12月
毎月検針	使用期間・検針	[Red Bar]	○	[Red Bar]	○
	請求			10月分 (10月使用分)	11月分 (11月使用分)

[Red Bar] 使用期間
○ 検針月

○基本料金(税込)

毎月検針 (大型メーター設置者等)		
メーター口径 (mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)
40	100	30,800
50	150	46,200
75	350	107,800
100	600	184,800

※上記は1ヶ月分の金額です。(10月検針と11月検針の計2回減免します。)